**松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（案）等の制定に伴うパブリックコメント(意見募集)手続の実施結果について**

本条例の作成にあたり、市民の皆様から次のとおりご意見を頂きました。お寄せ頂いたご意見を整理し、市として考え方をまとめましたのでお知らせいたします。

**１　意見募集の実施期間**

平成２６年１０月１日（水）～平成２６年１０月３１日（金）まで

**２　集計結果**

⑴意見提出者数　６人

⑵意見数　１６件

**３　資料の閲覧方法**

ホームページ・高齢者支援課・各支所・行政資料センター

**４　意見内容と市の考え方**

　⑴ 松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（案）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO | ご意見 | 市の考え方 | （案）の修正 |
| １ | 現在の松戸市では第１号被保険者が6,000人以上いる地域もあるので、その実情に合わせて、人員配置の基準を市独自で検討して明記してください。他の市では、6,000人を超えた場合、2,000人ごとに１人増員という案を提示しているところもあるので、是非、松戸市でも検討してください。地域包括支援センターが今後果たしていくであろう役割を考えると人員を厚くしていくことが望まれます。 | ご意見にありますとおり、地域包括支援センターが果たす役割が期待されていますので、条例では明示しておりませんが、6,000人を超える地域については、第１号被保険者の数が2,000人増えるごとに１人増員を図るよう検討しています。 | なし |
| ２ | 条例名は、「人員及び運営」となっているが、運営に関する条文がまったくない。  それは、同センターの運営に関して、条例上、市からはノ－コントロールということにはならないか懸念する。条例名から「運営」を抹消したらいかがか。 | 本条例案第３条に運営に関する内容を規定しておりますが、みだしが「基本方針」となっており、わかりにくいため、頂いたご意見を踏まえ、本条例案第３条のみだしを「運営方針」に修正することとします。  なお、市は地域包括支援センター設置の責任主体となっており、地域包括支援センターの運営に関しては、松戸市介護保険条例の規定に基づき松戸市介護保険運営協議会にて審議することになっております。 | あり |
| ３ | 先に条例名から「運用」を抹消することを提案したが、運用を生かした場合の追加条文(要旨のみ)の提案を以下に記す。  ・包括的支援事業の委託  市長は包括的支援事業を委託する場合は、松戸市介護保険運営協議会に諮問する。  ・担当区域の設定  市長が松戸市介護保険運営協議会に諮問したのち決定する。  ・地域包括支援センターの実施事業の定義　根拠法（介護保険法）の対象条文  ・地域包括センターと市（介護保険運営協議会）との連携  　別途意見「第3条2項　松戸市介護保険運営協議会の権限について」で記したので内容は省略する。 | なし |
| ４ | 運営に関する条文が無いことは先の「条例名について」で指摘したが、下記の観点からの条文を追加されることを希望する。  内容は、後述の「第3条2項　松戸市介護保険運営協議会の権限について」と重複するので省略する。  ・松戸市内の各地域包括支援センターの事業(サービス)には、現時点では無視できない格差がある。その原因は、地域事情ではなく、センター委託事業者の能力によるものと考える。  ・まず、サービスの平準化を図るため、執行機関への調査・指導権限の付与などを「運用」として条文追加することを提案する。 | 地域包括支援センターの事業内容については、国の通知により、松戸市介護保険運営協議会において、毎年度事業評価を実施し、取り組みの成果や課題を明らかにしています。  その結果を次年度の事業に反映したり、よい取り組みを他の地域包括支援センターにも拡大したり、地域包括支援センターに対する技術的支援を提言・実施しています。  引き続き、事業内容及びサービスの質の向上に努めてまいります。 | なし |
| ５ | 介護保険運営協議会の根拠法令は、1.地方自治法第138条の4（執行機関）、2.介護保険法第117条(市町村介護保険事業計画)および3.松戸市介護保険条例第5条(松戸市介護保険運営協議会)であろう。とすれば、同協議会は松戸市の介護保険事業に関し、市の執行機関としての権限を有すると考えられる。  その機関（協議会）が、（人員と運営に関してではあるが）地域包括支援センターに対して「意見表明」だけでは、同センターの適切な運営を指導するには不十分と考える。同協議会へは、指導や助言の権限および調査権限を付与し、同センターはそれに従う義務づけをすることが必要と考える。  また、これは、「従うべき基準」とすべきである。（業務委託契約書に同等の内容があるかも知れないが、その契約書の根拠法令とすべし） | 介護保険法施行規則において、地域包括支援センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することと規定されています。  引き続き、松戸市介護保険運営協議会の意見を尊重し、指導、助言を実施してまいります。 | なし |
| ６ | 地域包括支援センターの設置主体は、市であることを条例（総則）に明記すべきではないか。 | 設置主体が市であることは、介護保険法第115条の46に規定されております。 | なし |
| ７ | 地域包括支援センター事業を他の法人に委託する場合、その要件を条例に明記する必要はないか。 | 委託先の要件は、介護保険法第115条の47に規定されております。 | なし |
| ８ | 地域包括支援センターの運営および包括的事業に係るものの財源について、その基準を条例に明記すべきではないか。（事業収入は公費だけなのかどうかが不明です。） | 介護保険法第122条の2及び第123条から第126条の規定に基づき、介護保険料や国・地方公共団体の公費から地域支援事業として、地域包括センターの運営費用及び包括的支援事業に係る費用を負担しております。 | なし |
| ９ | 地域包括支援センターの職員報酬の基準を明示する必要はないか。（同センターの設置主体は市であるので、市職員に準じたものであって良いと思います。） | 国家公務員の給与水準や近隣市の職員報酬との均衡を図り算出しています。  そして、公募の際に松戸市地域包括支援センター運営業務委託法人公募要項で示しております。 | なし |
| １０ | 市の責務として、地域包括支援センターの職員の確保と人材育成に関する条項を設ける必要はないか。（特に同センターの三職種の職員は、有資格者であっても信念と経験また地域に根差した活動ができる能力を持った人でなければ続けられないと思っています。だからこそ人材の確保と育成はこの事業の要であると思っています。同センターの職員が一人でも離職すると、その補充に苦労する事業所も現れています。事情によっては、市職員が「出向」することもあっても良いと思われます。） | 本市は、地域包括支援センター運営方針の中で、「市は地域包括支援センターの設置者として、地域包括支援センター業務の円滑な運営のため、適切な体制整備及び人材育成を図る」と定めております。  　また、自己研鑽や外部の研修への参加機会を設けることも事業評価のひとつとしています。  市でも最新の情報の提供や各地域包括支援センター職員同士の連携づくりの機会提供として地域包括支援センター合同連絡会を開催するとともに、職員のスキルアップに努めてまいります。また、人材確保については、市として募集も含め努力してまいります。 | なし |
| １１ | 11箇所に増えたのに、何故また人を増やすのか。増やすばかりではだめ。ベテランの人が、ちゃんとプランをつくるようにしなければ、予算の無駄づかいにならないか。 | 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２５年法律第４４号）」において介護保険法等の改正がなされ、これまで厚生労働省令で定めることとされていた地域包括支援センターの人員及び運営基準について、全国の市町村で条例で定めることとなりました。  医療連携や予防業務等、地域包括支援センターの業務が増えることが見込まれており、地域包括ケア体制の構築に向けて、職員を増員するとともに、人材育成を図ってまいります。 | なし |
| １２ | 松戸市内11個所の地域包括支援センターの高齢者人口、相談件数、その他の業務内容等を知ると、これで支援センターとして機能するのだろうか不安です。市民の拠りどころとして現在のスタッフの方々が潰れてしまうのではないだろうかとても心配です。  　また、全く不安とは思いませんが、少ない職員が様々な会議に出席するため現場の戦力が落ちるのが気になるとの話を伺いました。何とか手だてはないものでしょうか。  　各々支援センターの社会福祉法人が違っているためか、それぞれ思いの違いがあり、話し合いが深まらない感があるとも聞きますが、松戸市民への働きかけに障害になる様では、目的を見失うのではないでしょうか。 | 地域包括支援センターの職員が長く働き続け、地域の一員となり、地域包括ケア体制の構築を推進していくためにも、地域包括支援センター職員の増員は必要であると考えており、地域の実情を踏まえ人員確保等ができるよう努めます。  同時に、最新の情報や各地域包括支援センター職員同士の連携の場を積極的に提供するなど、市のバックアップ体制をとりながら質の向上に努めております。 | なし |
| １３ | 今回の条例制定にあたって、松戸市の実情に国の基準を上回る内容又は異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないため、国の基準に基づいて松戸市の条例を制定するとのことですが、実際には対象者は国の基準よりずっと多い数と聞いている。  包括支援センターは委託法人で職員の身分が不安定など待遇に問題もあり職員も入れ替わりが激しいよう。松戸市の担当課として多面的な取り組みを包括支援センターだけにまかせるのではなく、コーディネーターとしてもっと各組織との調整などにふみこんで欲しいと思います。 | ご意見頂きましたとおり、　本市は、人口密度が高いため、地域包括支援センターの担当する高齢者人口の平均は、約1万人と対象者が多くなっています。  　担当課は人員を増員するだけでなく、事業全体の調整や地域包括支援センターの職員のスキルアップ等の支援を行っており、松戸市全体の地域包括ケアシステムを推進する役割を担ってまいります。 | なし |
| １４ | 今年の4月からサービスも制限され家事援助も包括支援センターにまかされましたが、これもサービスの切捨てではないかと思います。 | 平成２６年６月の介護保険法改正では、家事援助が従来のサービスに加えて民間のボランティアでも実施できるようになりました。これまで実施していた在宅支援サービスは変わりません。 | なし |

⑵ 松戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO. | ご意見 | 市の考え方 | （案）の修正 |
| １ | ②「指定介護予防支援等の事業」に係る条例（案）（「別紙２」）は、①と比べるとその人員と運営の基準及び義務条項等が、かなり詳細に掲げられています。①について、②に相当する規定があるのかどうか分かりませんが、条例でここまで詳細に規定する必要があるのか疑問に思いました。「運営規則」として「義務条項」は別に定めてはと思いました。 | 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２５年法律第４４号）」において介護保険法等の改正がなされ、これまで厚生労働省令で定めている指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について、全国の市町村が条例で定めるものです。 | なし |
| ２ | 今年から少ない年金から介護保険料もあがり、暮らしが苦しくなりました。条例案に市独自の内容を盛り込みさらなる質の向上という内容が知りたいと思います。 | 市独自の内容は、①指定介護予防支援の提供に関する諸記録の保存期間を2年から5年に変更②指定介護予防支援事業者の役員等が暴力団員等でないことです。 | なし |